地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第三百五十一号**

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第二条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（塡補される損害及び金額）」に改め、同条第一項第二号中「半損」を「大半損」に、「の百分の二十」を「の百分の四十」に、「が百分の二十」を「が百分の五十」に、「の百分の五十」を「の百分の六十」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「半損」を「大半損」に、「百分の三十」及び「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　生活用動産の小半損（生活用動産の損害額が当該生活用動産の時価の百分の三十以上百分の六十未満である損害をいう。）　保険金額の百分の三十に相当する金額

第一条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　居住用建物の小半損（居住用建物の主要構造部の損害額が当該居住用建物の時価の百分の二十以上百分の四十未満である損害又は居住用建物の焼失し若しくは流出した部分の床面積の当該居住用建物の延べ床面積に対する割合が百分の二十以上百分の五十未満である損害をいう。）　保険金額の百分の三十に相当する金額

第一条第三項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第五項中「第三号まで」を「第四号まで」に、「半損」を「大半損、小半損」に、「第一項第三号」を「同号」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第一条の規定は、この政令の施行の日以後に締結される地震保険契約について適用し、同日前に締結された地震保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

---

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第三百五十二号**

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市計画法施行令の一部改正）

**第一条**　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第十九号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

**第二条**　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第八号中「第十五条の六第一項第一号」を「第十五条の七第一項第一号」に改める。

（労働政策審議会令の一部改正）

**第三条**　労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表職業安定分科会の項中「（昭和二十二年法律第百四十一号）」の下に「、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）」を加え、同表職業能力開発分科会の項中「及び勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）」を削る。

（交通政策審議会令の一部改正）

**第四条**　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表海事分科会の項中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

**第五条**　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二百二十号の次に次の一号を加える。

二百二十の二　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）

（株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正）

**第六条**　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「第十五条の六第一項」を「第十五条の七第一項」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

**第七条**　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「のうち」の下に「学校卒業者その他これに類する者、」を加える。

第七十九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）。

**附　則**

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

---

理容師法施行令及び美容師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

---

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎